令和４年度第１回西脇市介護保険運営協議会（書面会議）
の結果報告について

１　会議の成立

全ての委員（14名）から書面の提出がありましたので、過半数以上の出席（書面提出者を出席者とみなす）を満たす結果となり、会議が成立したことを報告いたします。

２　協議結果

次第２：協議事項⑴から⑹
承認されました。

⑴　事業実施状況報告について

【意見】
○資料2-3「介護予防運動教室」と「高齢者生きがい健康づくり推進事業」について、令和３年度から他事業所へ委託となっていますが、委託先がしっかりと事業を実施されていますか？
また、委託先の予算の確保が十分か不安です。

⇒「介護予防運動教室」については、健幸運動教室Ni-Coに移行しました。
「高齢者生きがい健康づくり推進事業」として実施していた高齢者大学については、令和３年度から中央公民館予算へ移管し、昨年同額の予算額を確保しております。令和３年度の実施状況は、新型コロナウイルス感染症により休校となった月があったため、開校数が減少しております。俳句や短歌の授業は、メールや郵便で行うなど工夫をして実施したとのことでした。令和４年度においては、現時点ではありません。
令和３年度参加者：323名、令和４年度参加者：299名

⑵　第８期計画の進捗状況について

【意見】
なし

⑶　地域包括支援センターの公募について

【意見】
なし

⑷　新型コロナウイルス感染症による介護保険料の減免について

【意見】
なし

⑸　健康とくらしの調査について

【意見】
なし

⑹　地域包括支援センター職員配置にかかる常勤換算方法の導入について（追加協議事項）

【意見】
○地域及び個人においても、介護保険、介護支援等を全くご存じない方もいるみたいで、いきいきサロンや支援を広く伝えること、実行の必要がもっともっと大切なように思えます。又、自分がどう対処したらいいのか分からない時もありますので、そういった時の窓口のお知らせも明確に、例えば誰に伝えるのかもわかれば助かる。

⇒市民の皆様に介護保険制度やいきいきサロンについて広く周知していくことは、大変重要であると考えます。
いきいきサロンは、各町や老人会が実施主体で、実施の有無、実施日程については、各町に御確認いただくこととなっております。また、介護保険制度や高齢者の支援については、３年に１度作成している「高齢者べんり帳」を全戸配布することで周知を図るとともに、いきいきサロンで介護保険制度についての出前講座を実施しております。今後も、引き続き周知してまいりたいと考えております。

≪市役所窓口≫
・介護保険に関すること　長寿福祉課
・介護予防に関すること　健幸都市推進課

３　その他（質問・意見）

【意見】
○西脇市内のケアマネ数が足りなくなっておりサービス調整を受けられない人が出ていると聞いている。ケアマネが足りなくなっている理由として、以前は、介護職がケアマネの資格を取り、ケアマネとして勤務することを希望される人が多くあったが、現在

介護職に処遇改善加算や特定処遇改善加算が算定されることとなり、介護職とケアマネの給与額が逆転したこと。また、ケアマネ１人が担当できる人数は、39名（これを超えると減算される）となっているが、認認介護、老老介護が増え、本来家族が行う支援（例えば通院の付き添いなど）をケアマネが行わなければならないなど、ケアマネ業務以外のことを求められることが増えたことで、元々多い帳票類などにも追われ、39名を担当することも難しい現状がある。このような状況を見聞きし、「ケアマネの仕事は大変」とのイメージもありケアマネを目指す人が減少していると思われる。

⇒全国的にもケアマネジャーを含む介護人材の確保が喫緊の課題とされている状況です。その課題に対して国や県において様々な取組が行われております。市としても、ケアマネジャーの事務負担軽減に繋がる取組を検討することが課題であると認識しております。

○「将来サービスを使うかも知れないから。」「あの人が借りている歩行器を借りたい。」「杖を借りたい。」と安易に介護保険の申請を求める人も多い。市民としては申請する権利はあるが、安易に介護申請を勧めず、介護申請の相談があった際に、本当に介護保険を申請しなければならない状態かを行政窓口で確認したり、介護保険以外のサービスを充足させ、それを紹介していくシステムが必要と思われる。また、市民に介護保険を安易に利用することで、介護保険料が増額されていくなどの教育も必要と思われる。

⇒要介護認定申請の相談があった際、比較的軽度で一般介護予防事業の対象と思われる方に対しては、フレイル予防訪問指導事業、介護保険サービス以外の介護予防事業の紹介につとめております。また、新規で要介護認定申請を受付けする際には、介護保険制度のしくみ等を窓口で説明し、サービスの利用予定がない場合は、認定が必要でない旨御理解いただいております。今後も引続き、適正な要介護認定申請の受付体制について他市の状況を参考しながら検討してまいりますまた、介護保険のしくみや利用者への介護サービスの適正利用についても市民の方へ周知してまいります。

○地域包括支援センターに関しても、委託される業務が多くあるが、退職した職員の補充もないままの状態が続いており、現職員の負担が大きくなっている。

⇒地域包括支援センターは、介護保険法等の規定に基づき、常勤職員（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）が必置とされていますが、両地域包括支援センターにおいて、常勤職員の退職後、未だ常勤職員の採用が難しい状況です。

「地域包括支援センターの設置運営について（厚労省通知）」では、地域包括支援センターは、常勤職員の確保が必要としつつ、「常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、適切な業務遂行を確保できるかどうかについて運営協議会の判断を得た上で、経過的にセンター職員の一部を常勤換算方法により必要人員数確保することでも足りるものとする。」とされていることから、非常勤職員の配置を可能とする常勤換算方法を導入し、地域包括支援センターの安定的な運営を確保いたします。